

清掃業務

1 日常清掃

(1) 清掃日等

すべての開館日において実施すること。

(2) 清掃の範囲、方法等

知多運動公園クラブハウスを始めとする、利用者及び職員が利用するすべての範囲を対象とする。

「（別表）清掃内訳表」及び「公園管理数量一覧」のとおり

(3) 清掃の管理

実施にあたっては実施表を作成し、清掃を実施した区域がわかるように管理すること。なお、予約施設内における清掃作業の実施にあたっては施設の予約状況等を考慮すること。

2 定期清掃

(1) 清掃日等

休館日に年3回（原則6月、10月、2月）実施すること。

(2) 清掃の範囲、方法等

「（別表）清掃内訳表」及び「公園管理数量一覧」のとおり

(3) 清掃の管理

実施したことを記録し、保管すること。

3 ガラス清掃

(1) 清掃日等

年2回（原則6月、10月）

(2) 清掃の範囲、方法等

「（別表）清掃内訳表」及び「公園管理数量一覧」のとおり

(別表) 清掃内訳表

クラブハウス

作 業 項 目	清 掃 仕 様	数 量
床面清掃 玄関ポーチ (タイル)	拭き清掃	25.0㎡
スタッフルーム 1 (塩ビ)	洗剤洗淨ワックス仕上げ	15.0㎡
男子更衣室 (塩ビ)	洗剤洗淨ワックス仕上げ	12.0㎡
女子更衣室 (塩ビ)	洗剤洗淨ワックス仕上げ	12.0㎡
スタッフルーム 2 (塩ビ)	洗剤洗淨ワックス仕上げ	27.0㎡
ミーティングルーム (塩ビ)	洗剤洗淨ワックス仕上げ	76.0㎡
通路 (塩ビ)	洗剤洗淨ワックス仕上げ	10.0㎡
男子トイレ (タイル)	拭き清掃	13.0㎡
女子トイレ (タイル)	拭き清掃	15.0㎡
南入口 (タイル)	拭き清掃	4.0㎡
ガラス清掃	洗淨仕上げ	110.0㎡

陸上競技場

作 業 項 目	清 掃 仕 様	数 量
床面清掃 通路	洗剤洗淨ワックス仕上げ	29.0㎡
事務室	洗剤洗淨ワックス仕上げ	33.0㎡
役員本部室	洗剤洗淨ワックス仕上げ	60.0㎡
トイレ	水拭き	6.0㎡
男子更衣室	洗剤洗淨ワックス仕上げ	8.0㎡
女子更衣室	洗剤洗淨ワックス仕上げ	8.0㎡
会議室	洗剤洗淨ワックス仕上げ	57.0㎡
記録室	洗剤洗淨ワックス仕上げ	30.0㎡
ガラス清掃	洗淨仕上げ	28.0㎡

警備業務

1 対象施設

知多運動公園

2 業務内容

本業務は、知多運動公園クラブハウスの施設警備について、次のとおりに行う。

(1) 火災、盗難等の異常事態の感知

警報機器を設置し、警報機器等により検出される異常情報に対応する。

(2) 異常事態の感知時における関係先への通報、連絡

異常情報を受けたときは、遅滞なく要員を施設に急行させ、異常感知の内容の確認を行い、必要な措置を執らせるとともに、必要と認めたときは遅滞なく関係機関に通報し緊急出動の要請を行うものとする。

(3) 警備の記録

異常があった際はその都度記録を作成し、異常が無い場合も 1 月単位でその旨を記録すること。

3 警備方法

機械警備（AL S O K ガードシステムと同等）

4 利用回線

加入電話回線（0 5 6 2 - 3 3 - 3 6 2 6）

5 警備時間

(1) 開館日 午後 4 時 0 0 分～翌午前 9 時 0 0 分

(2) 休館日 午前 9 時 0 0 分～翌午前 9 時 0 0 分

消防設備点検業務

1 点検回数等

(1) 年 2 回

(2) 異常時

2 対象

(1) クラブハウス

ア 消火器 (粉末 A B C 1 0 型) 4 本

イ 誘導灯 (避難口 C 級) 3 個

(2) 陸上競技場

ア 消火器 (粉末 A B C 1 0) 4 本

イ 自動火災報知設備 (松下電工第 53-3-3 号)

P 型 2 級複合受信機 (BVJ410503K) 1 台

感知器 熱式 (差動) 1 0 個

熱式 (定温) 8 個

煙式 2 個

発信機 P 型 3 個

表示灯 3 個

電鈴 3 個

ウ 非常放送設備 (パナソニック WK-770B) 1 台

エ 誘導灯 避難口 (B 級) 2 個

避難口 (C 級) 3 個

通路 (B 級) 2 個

通路 (C 級) 1 個

誘導標識 2 枚

オ 防火戸 感知器 煙式 3 種 2 個

防火シャッター 1 基

防火戸 1 基

3 要領

(1) 機器点検 1 回、総合点検（機器点検含む。） 1 回

(2) 故障時対応（修理に要する費用は協議により決定する。） 随時

4 点検項目

消防法の規定による。

5 その他

(1) 作業終了後、点検結果報告書を保管すること。

※消防本部への報告は3年毎に行うこと。（前は、令和7年10月に報告）

(2) 故障時は、速やかに適切な対応をすること。点検結果により改善が必要な場合は、市に報告するとともに改善方法を検討し、可能な限り改善すること。

写真判定装置周辺電子機器点検業務

次のとおり工場点検及び現地点検を実施する。

1 機器等の点検内容は、次のとおりとする。点検は工場点検又は現地点検により実施する。

① タイミング配線（ピストル、ブレスト。タイミングシステム関連のみ）…現地点検
ピストル～写真判定装置の信号のタイミング精度の確認、ブレスト～写真判定装置の信号のタイミング精度の確認、周辺機器との連動テスト、埋設配線の接触抵抗試験

② Y O式スタート発信装置7ピストル（メインピストル2丁含む）…現地点検

③ メインピストル…現地点検

④ トリプルシグナルピストル（NMS 4 7 7）…現地点検

⑤ スタート信号ケーブルA（5 0 m×4 台）…現地点検

⑥ ピストル信号出力ケーブル…現地点検

②～⑥は、動作確認（信号出力、ストロボ発光、撃鉄動作）、筐体確認、簡易清掃、ケーブル点検（導通、目視確認、巻き直し）、信号タイミング検査

⑦ ブレスト…現地点検

通話点検、本体確認、ケーブル点検（導通、目視確認、巻き直し）

⑧ スターター拡声装置（無線）…現地点検

メガホン受信感度確認、本体確認

⑨ フィニッシュタイマー、レーンナンバー…現地点検

ピストル～表示盤の動作試験、操作盤～表示盤の動作試験、表示盤の動作点検、ケーブル点検（導通、目視確認、巻き直し）、付属品確認

⑩ 風力速報表示盤…現地点検

風速計～操作盤～表示盤の動作試験、ケーブル点検（導通、目視確認、巻き直し）、付属品確認

⑪ フィールド制限時間告知器（デジタル式）…現地点検

表示盤の動作試験、リモコン～表示盤の動作確認、ケーブル点検（導通、目視確認、巻き直し）

⑫ デジタル風速計（UTA-05）…現地点検

総合動作確認、風洞試験、消耗品交換、パルス調整、分解清掃

⑬ 超音波風速計（MS 2 2 2）…工場点検

⑭ 超音波風速計（NMS 2 0 0）…工場点検

⑬、⑭は、遠隔操作盤の再調整

⑮ 風向風速計（F 3 2 0 0 C／D）…工場点検

⑬～⑮は、総合動作試験、風洞試験、分解清掃

⑯ ハードウェア（NANSクライアント型）…現地点検

⑰ プリンター…現地点検

⑱ ソフトウェア（NANS）…現地点検

ルール改正バージョンアップ、システムチェック、不具合の修正等

2 写真判定装置及びスタート発信装置取扱講習会

毎年3月の土曜日（概ね第3土曜日）に行う、写真判定装置及びスタート発信装置取扱講習会に専門の講師を2名派遣すること。講習会の開催にあたっては、愛知陸上競技協会及び知多市スポーツ協会等の関係団体と事前に日程及び参加者の調整を行うこと。

3 点検結果の保管

点検業務の結果報告書及び点検状況の分かる写真を保管すること。

4 その他

点検日は、陸上競技場の利用状況を確認し、調整のうえ実施する。

自家用電気工作物の保安管理業務

1 基本方針

本業務の対象である自家用電気工作物は、電気事業法施行規則第52条第2項の規定による保安管理業務外部委託承認制度の適用により保安管理業務を行うものであり、同項の適用及び保安管理業務を行うにあたり必要となる電気事業法関係の手続きは受託者が本業務内で行うものとする。

2 業務の対象

名 称 知多運動公園

所在地 知多市緑町8番地

需要設備の概要

構内範囲 資料5-2のとおり

設備容量 615kVA（変圧器合計容量）

受電電圧 6.6kV

発電設備 なし

契約電力 329kW（令和8年4月1日現在）

3 業務の内容

保安管理業務は、電気事業法第42条の規定による保安規程及び別に定める保安管理基準（別添の保安管理業務の細目及び基準を基本として定めるものとする。）により行うものとする。

変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、開閉器、遮断機等の使用機器が、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか否かの確認を行うものとする。

4 業務の頻度

定期的に行う点検、測定及び試験の頻度は、平成15年経済産業省告示第249号第4条及び主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和3年4月1日付け201210310保局第1号）によるものとし、原則として次のとおりとする。

(1) 月次点検 隔月1回以上（同告示第4条第8号イが適用される場合であり、適用

されない場合は、同条10号の規定により毎月1回以上となる。なお、同条第8号イを適用するため、絶縁監視装置等が必要な場合は受託者の負担で設置及び管理するものとし、撤去する場合も同様とする。)

(2) 年次点検（停電により設備を停止状態にして行う点検） 1回以上

(3) 臨時点検 保安管理基準に定めるところにより実施

(4) 年次点検は月次点検を含み、臨時点検は年次点検を含むものとする。

5 保安業務担当者等

(1) 保安管理業務に従事する者には、電気事業法施行規則第52条の2第1項第2号イに該当する保安業務担当者をあてるものとする。

(2) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

(3) 保安業務担当者及び前項の保安業務担当者（以下、「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行させ保安管理業務の補助をさせることができる。

6 点検結果等の確認と記録の保存

(1) 保安管理業務の点検結果等について、保安業務担当者等から報告を受けるものとする。

(2) 点検結果等に係る次の記録を保存するものとする。

ア 点検、測定及び試験の記録（ただし、絶縁油に関する試験記録は次回試験実施まで保存するものとする。）

イ 電気事故に関する記録

ウ 主要電気機器の重要な保全補修の記録は、必要期間保存するものとする。

自家用電気工作物 構内範囲図



引込柱

引込柱 → 野球場キュービクル 約230m



野球場キュービクル

野球場キュービクル → テニスコートキュービクル 約240m



テニスコートキュービクル

クラブハウス
テニスコートキュービクル

配電線 手前から引込柱、117802、117801

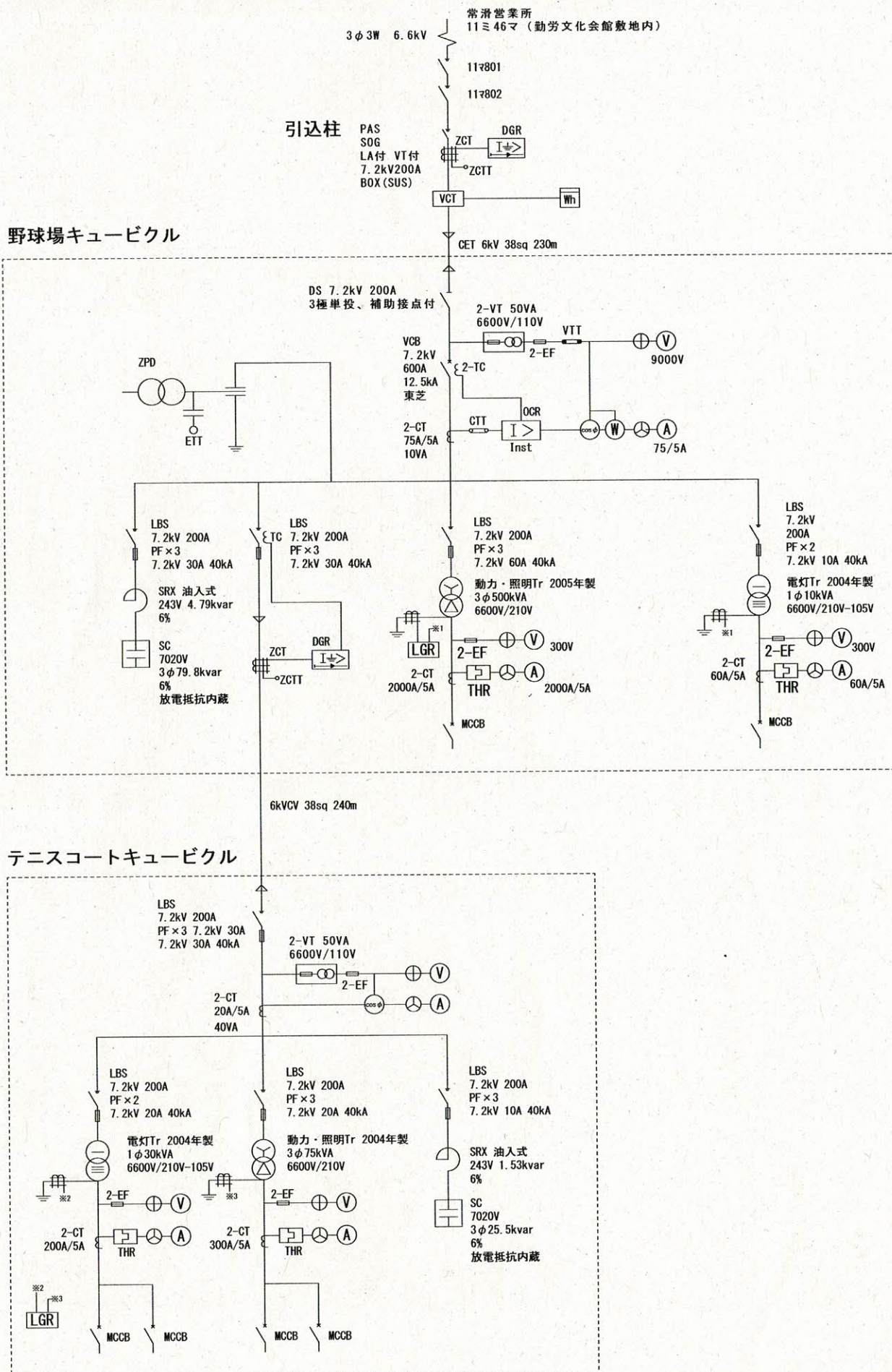


117801



変電室

知多運動公園高圧受変電設備単線結線図



保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 実施する保安管理業務は次によるものとします。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

- ア. 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別表1「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項または適合しない恐れがあるときは、必要な指導、助言を行います。
- イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、必要な指導、助言を行います。
- ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、毎週1回工事期間中の点検(具体的基準は、別表2「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。
ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。
- エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合において、管理者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向いて事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につぎとるべき措置を指導し、助言を行います。
- オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。
- カ. 点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生する恐れのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。
- キ. 電気事業法に規定する立入検査には、保安事業担当者等を立ち合わせます。
- ク. 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行います。
- ケ. 小出力発電設備(太陽電池)を有料にて点検する場合並びに太陽電池発電所の定期的な点検、測定及び試験並びに機能維持のための選択点検は、別表3「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」により行います。

② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

- ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。
 - イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。
 - ウ. 前各号のほか管理者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。
- (2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、指定管理者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。

- ア. 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する自家用電気工作物)
 - (ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (イ) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (ウ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)
 - (オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)
- イ. 設備場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(カ)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)
 - (ア) 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)
 - (イ) 情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)
 - (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)
 - (エ) 機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)
 - (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)
 - (カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- ウ. 事業場外で使用されている可搬型機器(移動して使用する機器)である自家用電気工作物
- エ. 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの
- オ. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

- (3) 上記(2)において、指定管理者及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとします。

2. 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、管理者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は指定管理者が設置し所有するものとします。
- (3) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として指定管理者が負担するものとします。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は指定管理者が行い、その費用は指定管理者が負担するものとします。
- (6) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

3. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

4. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 指定管理期間の終了時には、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第3項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

5. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

保安全管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、協議のうえ速やかに改修するものとします。

別表 1

点 検 、 測 定 及 び 試 験 の 基 準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、支持物、ケーブル	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
受電設備 (二次変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験		○※ 1	○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		トリップ回路の導通試験		○※ 1		
		絶縁油酸価度試験			○※ 2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 2	
		内部点検			○※ 2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	母線、計器用変成器 断路器、電力用ヒューズ 遮雷器、電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		絶縁油透明度チェック			○※ 3	
		絶縁油酸価度試験			○※ 3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 3	
		内部点検			○※ 3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験			○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	構造物・配電設備 (受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1 回/年	○	○	
		液温測定	1 回/年	○	○	
		電圧測定	1 回/年	○	○	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
負荷設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※ 8	○※ 8	○※ 8	
		絶縁抵抗測定			○※ 1、6	
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※ 5	○※ 5		
		絶縁監視	○※ 7	○※ 7	○※ 7	

	支持物 小出力発電設備					
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※ 1	○※ 1	
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受 電 設 備 と 同 じ				受電設備 と同じ

注（１）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ 電線と他物との離隔距離の適否

ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

エ 接地線等の保安装置の取付け状態

（２）※５を付した測定は、高压受変電設備の変圧器のＢ種接地線で漏えい電流を測定します。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

（３）※８を付した測定は、高压受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。

（４）年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいいます。なお、年次点検Ⅰを実施する場合は３年に１回は年次点検Ⅱを行うものとします。

年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同様と認められる次の各項目が１年に１回以上行われている場合に実施いたします。

ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第５８条に想定された値以上であること並びに高压電路が大地及び他の電路と絶縁されている。

イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第１７条に規定された値以下である。

ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。

エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。

オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

（５）※１を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

（６）※２を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過時に、１０年を超えたものは５年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

※２を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

（７）※３を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過毎に、２０年を超えたものは３年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

※３を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

（８）※４を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

（９）※６を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

（１０）※７を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年１回行うものとします。

別表 2

工 事 期 間 中 に 関 す る 点 検 の 基 準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線、区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 (二次変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器 電力用ヒューズ、断路器、避雷器 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 （受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等）	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
負荷設備	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点検	○
非常用予備 発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機器類	外観点検	○

注（１）工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

別表 3

太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準

◎：実施 ○：条件付実施 △：選択点検

設備	点検項目等	選択項目	定期点検		
			月次	年次Ⅰ	年次Ⅱ
太陽電池アレイ	外観点検	／	◎	◎	◎
	接地測定	／	—	◎※1	◎※1
	パネル清掃（洗浄）		—	△	△
	高所カメラ点検		—	△	△
	熱画像精密診断		—	△	△
中継端子箱（接続箱）	外観点検	／	◎	◎	◎
	接地抵抗測定	／	—	◎※1	◎※1
	絶縁抵抗測定（アレイ側）	／	—	—	◎※2
	I-V 特性診断		—	△	△
パワーコンディショナ	外観点検	／	◎	◎	◎
	接地抵抗測定	／	—	◎※1	◎※1
	絶縁抵抗測定（交流出力側）	／	—	—	◎※3
	入出力電圧確認	／	—	◎	◎
	単独運転防止機能動作確認	／	—	—	◎※4
	投入阻止時限タイマー動作試験	／	—	—	○※4
	表示機能確認	／	◎	◎	◎
	発電量データ収集・記録		—	△	△
	自立運転動作確認	／	—	—	○※5
	フィルタ清掃		—	△	△
	入出力特性試験		—	△	△
	系統連系保護継電器試験		—	—	△
保護装置（受電設備）	保護継電器試験	／	—	—	◎
引込開閉器	外観点検	／	◎	◎	◎

注（１）選択項目は、選択によるオプション点検とします。

（２）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行うものとします。

ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ 電線と他物との離隔距離の適否

ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

エ 太陽電池アレイの赤外線熱画像カメラによる異常確認

（３）※１を付した点検、測定及び試験は、測定値が規定値の 70% 以内で、接地設備に外観上の異常がない場合停電点検周期での測定とします。

（４）※２を付した点検、測定及び試験は、原則として出力開閉器開放状態で行うものとします。

（５）※３を付した点検、測定及び試験は、パワーコンディショナ商用側系統が絶縁監視装置の監視範囲内にあり、監視状態が良好の場合は省略できるものとします。

（６）※４を付した点検、測定及び試験は、年次Ⅱ点検周期、または商用（系統）側を停電する時に行うものとします。

（７）※５を付した点検、測定及び試験は、自立運転機能があり、かつ自立運転出力回路が接続されている場合に※４に準じておこなうものとします。

草木及び花壇維持管理業務

1 対象

植栽等管理区域図のとおり

2 業務内容

(1) 草木等の管理

「公園管理数量一覧」及び「植栽等管理区域図概要」のとおり

樹木の剪定については、定期的かつ計画的に剪定を行い、強風等の際に危険が生じないよう管理すること。

(2) 花壇の管理

花苗の植え付けを年2回行い、施肥、花殻摘みや水やり等の管理を行う。

公園管理数量一覧

分類	管理項目		管理基準				
			対象	数量	単位	年回数	
植栽管理	高木管理	整枝剪定		「植栽位置図概要」内の高木剪定樹種のとおり	1	式	1回
		病虫害防除	薬剤散布	サクラ、ヤマモモ	1	式	発生時
		施肥		サクラ	1	式	随時
		臨時処理	支柱交換	腐朽したとき	1	式	随時
			灌水	乾いているとき	1	式	随時
			枯木処理		1	式	随時
			緊急対応	台風、災害で支障となる樹木の処理	1	式	随時
	中低木管理	刈込み		「植栽位置図概要」内の中低木刈込樹種のとおり	1	式	1回
		病虫害防除	剪除・焼却等		1	式	随時
			薬剤散布		1	式	発生時
			臨時処理		1	式	随時
		施肥			1	式	1回
		臨時処理	灌水		1	式	随時
			枯損木の処理		1	式	随時
			緊急対応		1	式	随時
	草花管理	花壇・プランター	花苗植付け	花壇耕しを含む	1	式	2回
			灌水	植付けのときと乾いたとき他	1	式	随時
			施肥		1	式	随時
			除草		1	式	随時
			花柄摘み		1	式	随時
	園地、植栽地		機械草刈、除草		1	式	10回
建物管理	クラブハウス	床清掃			1	式	毎日
		床ワックス清掃			1	式	3回
		更衣室清掃			1	式	毎日
		窓ガラス清掃			1	式	2回
		便所清掃		ペーパー補充共	1	式	毎日
		照明器具清掃			1	式	随時
	陸上競技場 (本部席等)	床清掃			1	式	毎日
		床ワックス清掃			1	式	3回
		シャワー室清掃			1	式	毎日
		窓ガラス清掃			1	式	2回
		便所清掃		ペーパー補充共	1	式	毎日
		照明器具清掃			1	式	随時
	点検、備品管理			1	式	随時	
屋外便所		清掃	3か所（クラブハウス横、陸上競技場、野球場）	1	式	毎日	

公園管理数量一覧

分類	管理項目		管理基準				
			対象	数量	単位	年回数	
施設管理	野球場	整備	レーキ掛け		4,590	m	10回
			機械芝刈	外野	1	式	10回
			除草剤散布		1	式	随時
		臨時処理	黒土補充	防砂・整地	1	式	随時
			排水溝点検清掃		1	式	随時
	陸上競技場	整備	機械芝刈		9,690	m	10回
			除草		1	式	随時
			フィールド等清掃	スイーパー	7,650	m	12回
			排水溝点検清掃		1	式	随時
	庭球場	整備	ネット・備品点検		1	式	随時
			清掃	落ち葉の清掃	1	式	随時
		臨時処理	ネット補修		1	式	随時
			除草		1	式	随時
			排水溝点検清掃		1	式	随時
	遊歩道	臨時処理	枯木処理		1	式	随時
			排水溝点検清掃		1	式	随時
	園地、園路		清掃	きれいな状態を保つこと	1	式	随時
	給水施設	点検	水飲、散水栓	1	式	随時	
		補修	//	1	式	随時	
	排水施設	点検	U字溝、柵類、樋	1	式	随時	
		清掃	//	1	式	随時	
	その他施設	点検、管理	駐車場（開閉）、ベンチ、フェンス等	1	式	随時	
		補修	同上の塗装、修理等	1	式	随時	
	巡回警備			年末年始警備を含む	1	式	随時